

犯罪被害に遭われた方・ご家族・ご遺族の方へ

# 『倉吉市犯罪被害者等見舞金』 制度のご案内

倉吉市では、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族または重症病を負われた犯罪被害者の方に対して、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、経済的負担の軽減を目的として見舞金を支給します。※このチラシは、制度の内容を要約して記載しています。詳しくは「倉吉市犯罪被害者等見舞金支給規則」をご確認ください。

## 対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪にあたる行為。

例：殺人・強盗・傷害・強姦性交等・強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪行為。

※過失による犯罪を除く

※令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

## 支給の対象となる方

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、鳥取県内に住所を有しており、かつ申請時において倉吉市に住所を有する犯罪被害者およびご遺族

## 遺族見舞金

【支給額】 30万円

【対象者】

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族  
(第1順位遺族※1)

【対象者の範囲・順位】

1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあつた方を含む。)

2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※1 第1順位遺族・・・①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族

## 傷害見舞金

【支給額】 10万円

【対象者】

犯罪行為により重症病(治療期間に1ヶ月以上要すると医師に診断された負傷または疾病)を負った**犯罪被害者ご本人**



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

## 申請の期間

犯罪行為による死亡もしくは重症病の発生を知った日から**2年以内**。または、犯罪行為による死亡もしくは重症病の発生から**7年以内**。

【お問い合わせ先】  
倉吉市役所 総務部 防災安全課  
〒682-8611 倉吉市葵町722番地  
電話：0858-22-8162 FAX：0858-22-1087  
Mail：bousai@city.kurayoshi.lg.jp



倉吉市HP